

発議第4号

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月22日提出

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）
（ 条 例 第 号 ）

富士市議会委員会条例（昭和41年富士市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を次のように改める。

(5) 予算決算委員会 32人

予算及び決算に関する事項

第2条第2項第6号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



令和6年3月22日

富士市議会

議長 小池智明様

提出者（富士市議会議員）	小池義治
賛成者（富士市議会議員）	一条義浩
〃（〃）	下田良秀
〃（〃）	望月昇
〃（〃）	山下いづみ
〃（〃）	笠井浩
〃（〃）	稲葉寿利

富士市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び富士市議会会議規則第14条の規定により提出する。

（提案理由）

予算審査については、議案一体の原則にのっとりた審査形式に改めるとともに、決算審査については、予算と決算の一体的な審査及び調査のため、予算と同じ委員による審査とすることを目的に、一般・特別会計決算委員会と企業会計決算委員会を廃止し、新たに予算決算委員会を設置するため、条例の一部を改正する。